

民事訴訟法

第1 設問1

1 ①について

Xは、権利能力なき社団であるところ、29条により原告となることができる。

XにはAという代表者がおり、「代表者・・・の定めがある」といえる。

よって、Xの名により、訴えを提起することができる。

2 ②について

(1) Xの構成員らが原告となることができるためには、訴訟物たる権利・法律関係について、当事者として訴訟を進行し、本案判決を求めることができる資格である当事者適格が必要である。

そして、権利能力なき社団であるXの財産は、構成員全員に総有的に帰属するため、Xの構成員全員が原告となれるといえる。よって、②は適法とも思える。

(2) もっとも、Xの構成員のうち、Cらは訴えに反対している。

ここで、②は、Xの構成員全員に手続保障が必要である固有必要的共同訴訟にあたる。

そこで、反対の者らをも被告として、訴えを提起できるというべきである。

(3) したがって、②は適法である。

第2 設問2

1 本件別訴は適法か。本件別訴が「事件」(142条)に当たると同様に反し、違法となるため、「事件」の同一性の判断基準が問題となる。

(1) この点について、同上の趣旨は、被告の応訴の煩、訴訟不経済、矛盾判決という弊害を防止することにある。

そこで、「事件」の同一性は、当事者及び審判対象の同一性を検討して判断すべきと解する。

(2) これを本件についてみるに、本件訴訟と本件別訴の当事者はともにX、Yであり、当事者は同一である。

また、本件訴訟の訴訟物は甲土地の総有権である。他方、本件別訴の訴訟物は、YのXに対する甲土地所有権に基づく甲土地明渡請求権であり、形式的には同一とはいえない。

よって、本件別訴は適法とも思える。

(3) しかし、Xが甲土地の総有権を有することと、Yの甲土地明渡請求権とは実質的に矛盾する。よって、別訴によると矛盾判決のおそれがあるため、上述した142条の趣旨に反する。

よって、本件別訴は適法ではない。

2 ①の方法を採った場合における前訴判決の既判力(114条1項)の後訴に対する作用について

- (1) ア 前訴判決の確定判決の既判力について、既判力は訴訟物たる権利、法律関係についての判断にのみ生ずると解されるから、棄却判決の場合、Xの甲土地総有権の不存在について既判力が生ずる。
- イ また、既判力の基準時は、前訴の口頭弁論終結時であると解されるから、前訴の口頭弁論終結時の判断について既判力が生ずる。
- ウ そして、既判力の正当化根拠は手続保障充足に基づく自己責任にあるところ、かかる手続保障を具備された当事者にのみ既判力が及ぶのが原則である（115条1項1号）。よって、X、Yに既判力が及ぶ。
- (2) そして、既判力は、前訴、後訴の訴訟物が同一、先決、矛盾の関係にある場合に後訴に作用するところ、後訴の訴訟物は所有権に基づく甲土地明渡請求であり、同一、先決、矛盾の関係にない。
- (3) したがって、前訴判決の既判力は後訴に作用しない。

以上